

VI 廃止オンライン業務・廃止管理資料 及び月報管理資料配信日の変更等

2014年12月11日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

1. 廃止オンライン業務および管理資料について

廃止業務および管理資料については、平成24年9月27日に開催した第3回海上合同WGにおいて、以下のとおり提案を行った。

| 区分 | 概要 | 備考 |
|------------------------|---|----|
| 1. 個別検討事項 | 廃止業務一覧等の提示 | |
| 2. 現行仕様 | - | |
| 3. 見直しの経緯 (利用者の要望等) | <ul style="list-style-type: none">○ 業務数を削減し、開発の母体規模を小さくすることにより、更改時の開発コストの抑制を図る。○ 不要な機能に対するメンテナンスが発生しないようにすることで、維持フェーズにおけるメンテナンスコストの抑制を図る。 | |
| 4. 次期仕様 | <ul style="list-style-type: none">○ 現行システムで提供しているオンライン業務・管理資料のうち、利用頻度の著しく低いものについては、第6次NACCSでは廃止する。○ 類似業務については業務の統合を図る。○ 一部の業務について、業務名の見直しを行う。 | |
| 5. その他 | | |



上記提案に関して、次頁以降のとおり変更を行うこととする。

2 . 廃止対象業務の抽出方針

以下の廃止理由 ~ のいずれかに合致する業務については、廃止対象業務とする。

【廃止業務の候補とする理由（オンライン）】

< 廃止理由 >

利用者の利便性向上を目的に提供していた事前登録業務・任意入力業務のうち、現行システムで利用実績がないものについては、不要と判断し廃止する。

< 廃止理由 >

システム提供機能の変更に伴い機能が不要となるものについては、業務を廃止する。

< 廃止理由 >

別の業務により機能が代替可能となっているものについては、業務を廃止する。

< 廃止理由 >

その他

【廃止業務の候補とする理由（管理資料）】

< 廃止理由 >

システム提供機能の変更に伴い管理資料の配信が不要となるものについては、廃止する。

< 廃止理由 >

過去に問い合わせやプログラム変更要望が出されていないことから、運用上必要性が低いと考えられる管理資料あるいはそもそも利用されていない可能性が高い管理資料については、廃止する。

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

以下のオンライン業務については、廃止対象業務とする。

| 項番 | 業務コード | 業務名 | 業務概要 | システム | | 廃止理由 | 備考 |
|----|-------|-------------------------------------|--|------|----|---------------------|--|
| | | | | 航空 | 海上 | | |
| 1 | CYB01 | システム外CY搬入確認 (コンテナ単位) (事前登録) | 「システム外CY搬入確認(一括搬入)」業務に先立ち、システム外地域等からCYに到着予定の輸入コンテナ貨物または仮陸揚コンテナ貨物について保税運送承認書等に基づき、コンテナ番号単位に事前情報の登録を行う。 | | | 現行システムで利用実績のない業務の廃止 | |
| 2 | CYD11 | システム外CY搬入確認 (B/L単位) (事前登録)呼出し | CYへの一括搬入前に「システム外CY搬入確認(B/L単位)(事前登録)(CYD01)」業務で登録した情報を訂正する場合、本業務によりシステムに登録されている情報を呼び出す。 | | | | |
| 3 | RPK | 船卸予定登録 | 入力されたコンテナ番号毎に船卸予定日時を登録する。 | | | | |
| 4 | 1RP | 船卸予定登録(多数件処理) | RPK業務で登録されたコンテナ番号単位に船卸予定日時を登録する。 | | | | |
| 5 | PAY | ペイメント情報照会 | 口座引落としされた関税等の件数及び金額の合計を銀行支店単位に照会する。 | | | システム提供機能の廃止に伴う業務廃止 | 専用口座の廃止に伴う廃止 |
| 6 | BAA | 口座残高証明額訂正 (呼出し) | 残高証明額を訂正する口座の情報を呼出す。 | | | | |
| 7 | BAA01 | 口座残高証明額訂正 | 口座の残高証明額を訂正する。 | | | | |
| 8 | IBA | 口座照会 | 口座情報を照会する。 | | | | |
| 9 | DLS05 | 納付書情報(口座)再出力依頼情報登録・変更 | 再出力を要求する納付書情報(口座)について、再出力依頼情報の登録、変更、呼出し及び削除を行う。 | | | | |
| 10 | VPT | 入港前統一申請B | 「船舶基本情報登録(VBX)」業務により登録された内容に基づき、当該港入港前に、各種申請等を同時に行う。また、本業務で行う申請等を選択することも可能とする。本業務により、登録、訂正及び取消しを可能とする。 | | | 代替機能の提供に伴う廃止 | Web NACCS(入出港業務)対象業務の拡大に伴いパッケージソフトより廃止 |
| 11 | VPT11 | 入港前統一申請B呼出し | 「入港前統一申請B(VPT)」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。 | | | | |

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

| 項番 | 業務コード | 業務名 | 業務概要 | システム | | 廃止理由 | 備考 |
|----|-----------|------------------|---|------|----|--------------|---|
| | | | | 航空 | 海上 | | |
| 12 | V I T | 入港届等B | 「船舶基本情報登録（V B X）」業務により登録された内容に基づき、当該港入港後、入港確定情報を登録する。本業務における届出先の官庁は選択することも可能とする。本業務により登録、訂正及び取消しを可能とする。 | | | 代替機能の提供に伴う廃止 | Web NACC S（入出港業務）対象業務の拡大に伴いパッケージソフトより廃止 |
| 13 | V I T 1 1 | 入港届等B呼出し | 「入港届等B（V I T）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 14 | V O T | 出港届等B | 船舶基本情報登録（V B X）」業務により登録された内容に基づき、出港情報を登録し、出港届等（または転錨届等を行う。）本業務における届出先の官庁は選択することも可能とする。本業務により登録、訂正及び取消しを可能とする。 | | | | |
| 15 | V O T 1 1 | 出港届等B呼出し | 「出港届等B（V O T 1 1）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 16 | J B X | 船舶基本情報登録（内航船） | 本内航船単位の船舶基本情報を本邦初入港前に登録する。 | | | | |
| 17 | J B Y | 船舶基本情報訂正（内航船） | 登録済の船舶基本情報（内航船）の訂正及び削除を行う。 | | | | |
| 18 | J B Y 1 1 | 船舶基本情報訂正呼出し（内航船） | 「船舶基本情報登録（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 19 | J P T | 入港前統一申請等（内航船） | 船舶基本情報（内航船）及び入力された内容に基づき、港則法に基づく港長に対しての危険物荷役許可申請、危険物運搬許可申請、停泊場所指定願、移動許可申請、係留施設使用届および事前通報、港湾管理者の求める係留施設使用許可申請、海上交通センターの求める航路通報を同時に行うことができる。また、本業務により登録した情報の訂正および取消しも可能とする。 | | | | |
| 20 | J P T 1 1 | 入港前統一申請等呼出し（内航船） | 「入港前統一申請等（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 21 | J I T | 入港届等（内航船） | 船舶基本情報（内航船）及び入力された内容に基づき、当該港入港後、入港確定情報を登録する。これにより、港長および港湾管理者（入力あて先官庁のみ）に入港の届出を行う。また、港長、港湾管理者に対しては入出港届を行うことも可能とする。 | | | | |

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

| 項番 | 業務コード | 業務名 | 業務概要 | システム | | 廃止理由 | 備考 |
|----|-------|---------------|---|------|----|--------------|--|
| | | | | 航空 | 海上 | | |
| 22 | JIT11 | 入港届等呼出し（内航船） | 「入港前統一申請等（内航船）」業務または、「入港届等（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。 | | | 代替機能の提供に伴う廃止 | Web NACCS（入出港業務）対象業務の拡大に伴いパッケージソフトより廃止 |
| 23 | JOT | 出港届等（内航船） | 船舶基本情報（内航船）及び入力された内容に基づき、出港確定情報を登録する。また、海上交通センターの求める航路通報を同時に行うことができる。 | | | | |
| 24 | JOT11 | 出港届等呼出し（内航船） | 「入港届等（内航船）」業務または、「出港届等（内航船）」業務によりシステムに登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 25 | JMR | 移動届（内航船） | 港長に移動届を送信する。 | | | | |
| 26 | JMR11 | 移動届呼出し（内航船） | 移動届に先立ち、あらかじめ登録している船舶基本情報（内航船）を呼び出す。また、移動届の訂正又は削除に先立ち、既に登録済の移動届情報を呼び出すことも可能とする。 | | | | |
| 27 | KIT | 入港料減免・還付申請 | 港湾管理者へ入港料減免申請、入港料還付申請を送信する。 | | | | |
| 28 | KIT11 | 入港料減免・還付申請呼出し | 「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「入港届等（外航船（A、B業務）・内航船）」業務、「入港料減免・還付申請」業務のいずれかで登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 29 | KMT | 船舶運航動静通知 | 港湾管理者へ船舶運航動静通知（入港、出港、移動）送信する。 | | | | |
| 30 | KMT11 | 船舶運航動静通知呼出し | 「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「入港前統一申請等（外航船（A、B業務）・内航船）」業務、「船舶運航動静通知」業務により登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 31 | KST | 海側施設使用許可申請 | 港湾管理者へ旅客乗降用施設（渡船橋）使用許可申請、ひき船使用許可申請兼配船希望願、船舶給水施設使用許可申請、船舶廃油処理施設使用許可申請を送信する。 | | | | |
| 32 | KST11 | 海側施設使用許可申請呼出し | 「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「海側施設使用許可申請」業務により登録した情報を呼び出す。 | | | | |
| 33 | KL T | 陸側施設使用許可申請 | 港湾管理者へ荷役機械使用許可申請、建物の類（上屋）使用許可申請、港湾施設（荷さばき地・野積場）使用許可申請、コンテナ用電源使用許可申請を送信する。 | | | | |

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

| 項番 | 業務コード | 業務名 | 業務概要 | システム | | 廃止理由 | 備考 | |
|----|-----------|------------------|---|------|----|--------------|--|------------------------------------|
| | | | | 航空 | 海上 | | | |
| 34 | K L T 1 1 | 陸側施設使用許可申請呼出し | 「船舶基本情報登録（外航船・内航船）」業務、「陸側施設使用許可申請」業務により登録した情報を呼び出す。 | | | 代替機能の提供に伴う廃止 | Web NACCS（入出港業務）対象業務の拡大に伴いパッケージソフトより廃止 | |
| 35 | J S S | 申請状態確認 | 外航内航を問わず、利用者が行った手続の申請状態を確認する。（入港届、出港届、係留施設等使用許可申請、係留施設使用届、停泊場所指定願、移動許可申請、移動届、危険物荷役許可申請、危険物運搬許可申請、事前通報、航路通報、船舶保安情報、保障契約情報、入港通報または検疫通報） | | | | I V S（入港届等照会）業務との統合に伴う廃止 | |
| 36 | C R W 0 1 | 届出申請一覧呼出し | 「入港前統一申請（V P X）」業務、「入港前統一申請B（V P T）」業務、「入港届等（V I X）」業務、「入港届等B（V I T）」業務、「出港届等（V O X）」業務、「出港届等B（V O T）」業務より乗員システムDBに登録された届出、及び「乗員上陸許可申請登録（C R W 0 3）」業務より登録された上陸許可申請を検索し一覧表示する業務である。 | | | | | |
| 37 | C R W 0 2 | 届出申請情報照会 | 「入港前統一申請（V P X）」業務、「入港前統一申請B（V P T）」業務、「入港届等（V I X）」業務、「入港届等B（V I T）」業務、「出港届等（V O X）」業務、「出港届等B（V O T）」業務より乗員システムDBに登録された届出、及び「乗員上陸許可申請登録（C R W 0 3）」業務より登録された上陸許可申請を一覧から選択して乗員上陸許可申請登録画面で照会する業務である。 | | | | | |
| 38 | R S S | 空コンテナ引取り予定情報通知 | 空コンテナ容器の引取りに先立って、引取り側から引渡し側へ引取り予定を通知する。また、引取り予定の訂正、取消しも本業務で行う。 | | | | | 代替機能として「空コンテナピックアップ登録（P U R）」業務を提供 |
| 39 | R S T | 空コンテナ引取り予定確認情報通知 | コンテナ容器の引渡しに先立って、引渡し側から引取り側へ、引取り予定を確認した旨を通知する。また、引取り予定を確認した旨の訂正、取消しも本業務で行う。 | | | | | 代替機能として「空コンテナピックアップ回答（P U A）」業務を提供 |
| 40 | A C L 0 1 | 船積確認事項登録（コンテナ船用） | コンテナ船への輸出貨物の船積みに際し、関税法第16条第2項に基づき税関職員に呈示しなければならない積卸についての書類に関する情報を「船積確認登録」業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。 | | | | | 現行A C L 0 3業務の業務コードをA C L 0 1とする |
| 41 | A C L 0 2 | 船積確認事項登録（在来船用） | 在来船への船積情報を「船積確認登録」業務に先立って、ブッキング番号単位に登録及び通知を行う。 | | | | | 現行A C L 0 4業務の業務コードをA C L 0 2とする |
| 42 | S I R | 船積指図書（S / I）情報登録 | 輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報（以下「S / I情報」という。）を登録し、貨物の運送（輸出）を指示する。システムはNACCS - S / I番号（N - S / I番号）を払い出し、S / I情報を登録する。また、本業務により登録済のS / I情報に対する訂正及び取消しも行う。 | | | | | 現行S I R 0 2業務の業務コードをS I Rとする |

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

| 項番 | 業務コード | 業務名 | 業務概要 | システム | | 廃止理由 | 備考 |
|----|-----------|------------------------|--|------|----|--------------|---------------------------------|
| | | | | 航空 | 海上 | | |
| 43 | S I R 0 1 | 船積指図書（S / I）情報登録（国際連携） | 輸出しようとする貨物の貨物情報の登録に先立ち、当該貨物の船積指図書情報（以下「S / I 情報」という。）を登録し、貨物の運送（輸出）を指示する。システムはNACCS - S / I 番号（N - S / I 番号）を払い出し、S / I 情報を登録する。 また、本業務により登録済のS / I 情報に対する訂正及び取消しも行う。 | | | 代替機能の提供に伴う廃止 | 現行S I R 0 2 業務の業務コードをS I R とする |
| 44 | E I R | S / I 情報登録 | 輸出しようとする貨物のS / I 情報を作成し、貨物の運送（輸出）等を指示する。システムはS / I 情報に関係者へ送信する。 | | | | 現行E I R 0 2 業務の業務コードをE I R とする |
| 45 | E I R 0 1 | S / I 情報登録（国際連携） | 輸出しようとする貨物のS / I 情報を作成し、貨物の運送（輸出）等を指示する。システムはS / I 情報に関係者へ送信する。 | | | | 現行I V A 0 2 業務の業務コードをI V A とする |
| 46 | I V A | インボイス・パッキングリスト情報登録 | 輸出申告等または輸入申告等に必要なインボイス情報及びパッキングリスト情報を登録・訂正する。 | | | | |
| 47 | W B I | S W B 確定通知 | SeaWaybillの作成に必要な情報を登録する。また、運賃等の請求情報を請求先へ通知する。なお、SWB出力先を入力することで、後続業務として「SWB情報通知（WBS）」業務が可能となる。また、請求先等を入力することで、電子決済業務に必要な請求番号を払い出し、「支払選択登録（PAS）」業務が実施可能になる。 本業務により、SeaWaybill情報、及び運賃等情報の訂正または取消しを行うことができる。 | | | その他 | ACL / CYサブWGにて廃止を合意（今後利用が見込めない） |
| 48 | W B I 1 1 | S W B 確定通知呼出し | 「SWB確定通知（WBI）」業務を行うにあたり、システムに登録されている船積確認情報を呼び出す。また、訂正・取消しを行う場合は、システムに登録されているSeaWaybill情報を呼び出す。 | | | | |
| 49 | W B S | S W B 情報通知 | SeaWaybill情報をシステムに登録されているSWB出力先へ出力する。なお、本業務において、「SWB確定通知（WBI）」業務で登録したSWB出力先、SWB発行日及び、積載日を訂正することができる。 | | | | |
| 50 | I W B | S W B 情報照会 | 「SWB確定通知（WBI）」業務にて登録されたSeaWaybill情報を船会社コード+ブッキング番号+ブッキング番号枝番または、請求番号単位に照会する。 | | | | |
| 51 | I I S | S W B 請求情報一覧照会 | 「SWB確定通知（WBI）」業務により登録した運賃及び諸チャージの請求情報の内容について、SWB確定通知登録者の利用者コード毎に一覧照会する。 | | | | |

3. 廃止対象業務の一覧（オンライン）

| 項番 | 業務コード | 業務名 | 業務概要 | システム | | 廃止理由 | 備考 | |
|----|-------|-----------|---|------|----|------|---|--------------------|
| | | | | 航空 | 海上 | | | |
| 52 | PAS | 支払選択登録 | 請求情報または、SeaWaybill 請求情報に対して、支払区分、支払い対象の請求番号を選択し、電子決済情報として登録する。 本業務により、登録済の支払区分の訂正、または登録した電子決済情報の取消しも行う。 また、請求情報または、SeaWaybill 請求情報に対して、マルチペイメントネットワークから支払いが完了した旨の電文を受信し、登録された請求情報の電子決済情報に対して、支払われた旨を登録する。 | | | その他 | ACL / CYサブWGにて 廃止を合意 (今後利用が見込めない) | |
| 53 | PAS11 | 支払選択登録呼出し | 「支払選択登録(PAS)」業務にて新規登録を行うにあたり、登録されている請求情報または、SeaWaybill 請求情報の内容呼び出す。 | | | | | |
| 54 | IPS | 電子決済情報照会 | 電子決済情報、Pay-easy(ペイジー)での支払いに必要となる支払手続き情報について、NACCS電子決済番号単位に照会する。 | | | | | |
| 55 | ACT | 請求情報登録 | 請求者が、料金請求先利用者に対して、手数料等の料金を請求したい場合に、請求内容を登録する。 | | | | | |
| 56 | ACT11 | 請求情報登録呼出し | 「請求情報登録(ACT)」業務を行うにあたり、システムに登録されている請求情報呼び出す。 | | | | | |
| 57 | IAI | 請求情報一覧照会 | 「請求情報登録(ACT)」業務により登録した請求内容について、請求者の利用者コード毎に一覧照会する。 | | | | | |
| 58 | IAT | 請求情報照会 | 請求情報、または、領収書作成に必要な情報を請求番号単位に照会する。 | | | | | |
| 59 | CRW03 | 乗員上陸許可申請 | 本業務により、乗員上陸許可申請登録、訂正及び取消しを行なう。 | | | | | 入港前統一申請業務との統合に伴う廃止 |

4. 廃止対象業務の一覧（管理資料）

以下の管理資料については、廃止対象とする。

| 項番 | 業務仕様書番号 | 業務仕様書名 | 共通 | 航空 | 海上 | 周期 | 配信先 | 廃止理由 | 備考 |
|----|---------|---------------------------|----|----|----|-----|-------|-----------------------|-------------------|
| 1 | I07 | 納付書集計データ | | | | 日報 | 銀行 | システム提供機能の廃止に伴う業務廃止 | 専用口座の廃止に伴う廃止 |
| 2 | I08 | 連記式領収済通知書情報 | | | | 日報 | 銀行 | | |
| 3 | I09 | 連記式領収控情報 | | | | 日報 | 銀行 | | |
| 4 | I10 | 歳入金等受入報告表情報 | | | | 日報 | 銀行 | | |
| 5 | I11 | 口座振替用納付書送付書情報 | | | | 日報 | 銀行 | | |
| 6 | J02 | 電子決済入金予定データ（請求者用） | | | | 半月報 | 船会社他 | | A C L サブWGにて廃止を合意 |
| 7 | S05 | 仕向地別混載仕立実績データ | | | | 月報 | 混載業 | 利用されていない可能性が高いことによる廃止 | |
| 8 | S09 | 貨物取扱実績データ（荷送人別） | | | | 月報 | 航空代理店 | | |
| 9 | S10 | 貨物取扱実績データ（航空会社別） | | | | 月報 | 航空代理店 | | |
| 10 | S11 | 貨物取扱実績データ（営業所別） | | | | 月報 | 航空代理店 | | |
| 11 | S12 | 搭載完了AWBデータ | | | | 日報 | 航空代理店 | | |
| 12 | T06 | BREAK BULK MONTHLY REPORT | | | | 月報 | 混載業 | | |

管理資料の廃止に伴い「管理資料情報配信要否登録（UKS）」業務について、変更を行う。

5 . 月報管理資料配信日の変更について

現行NACCSにおいて、毎月2日、3日、4日に配信されている以下の月報管理資料情報について、毎月1日に配信する運用へ変更する。

| 項番 | 業務仕様書番号 | 業務仕様書名 | 共通 | 航空 | 海上 | 現行配信日 | 次期配信日 |
|----|---------|-----------------|----|----|----|-------|-------|
| 1 | G03 | 保税運送申告一覧データ | | | | 2日 | 1日 |
| 2 | G04 | 貨物取扱等実績データ | | | | 2日 | |
| 3 | G06 | 船積確認事項登録実績データ | | | | 4日 | |
| 4 | G11 | 卸コンテナリスト取扱一覧データ | | | | 3日 | |
| 5 | G12 | 積コンテナリスト取扱一覧データ | | | | 3日 | |
| 6 | H01 | 輸出申告一覧データ | | | | 4日 | |
| 7 | H02 | 輸出貨物許可承認等実績データ | | | | 2日 | |
| 8 | I51 | 輸入申告一覧データ | | | | 3日 | |
| 9 | I52 | 輸入貨物許可承認等実績データ | | | | 2日 | |
| 10 | T07 | 搬出貨物統計データ(輸入) | | | | 2日 | |

現行NACCSにおける仕様

民間管理資料の配信において、管理資料のファイルサイズがシステム制限値（圧縮前6MB、圧縮後1MB）を超える場合には、外部媒体へ保存しその媒体を郵送することで管理資料を配信している。



次期（第6次）NACCSにおける仕様

次期NACCSにおける管理資料の配信については、原則、以下のとおりとする。

- 外部媒体の運用を廃止する。
- ファイルサイズに関係なく全ての管理資料について、システム配信処理により送付する。

なお、管理資料の配信時刻については、現行NACCSと同様、基本的に午前8:00までとする。